

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 阿部 長夫

1 日 時

令和8年3月18日（水） 午後1時57分から
午後4時14分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

阿部長夫、中野哲朗、大友栄二、阿部英仁、若山雅敏、二ノ宮健治、佐藤之則

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 小野克也 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- （1）第1号議案のうち本委員会関係部分、第9号議案、第10号議案及び第37号議案から第47号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- （2）第19号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- （3）陳情19について質疑を行った。
- （4）大分県海岸保全基本計画の改定について、大分県耐震改修促進計画の策定について及び大分県賃貸住宅供給促進計画の策定について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 利根妙子
政策調査課調査広報班 主事 瑞木彩乃

土木建築委員会次第

日時：令和8年3月18日（水）14：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

13：57～16：12

（1）合議議案件の審査

- 第 19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
（付託委員会：総務企画委員会）

（2）付託案件の審査

- 第 1号議案 令和8年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
第 9号議案 令和8年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算
第 10号議案 令和8年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算
第 37号議案 令和8年度における土木事業に要する経費の市町村負担について
第 38号議案 工事請負契約の変更について
（一般県道 古江丸市尾線 日野浦トンネル工事）
第 39号議案 大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について
第 40号議案 大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 41号議案 河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について
第 42号議案 海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について
第 43号議案 大分県港湾施設管理条例の一部改正について
第 44号議案 港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正について
第 46号議案 大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部改正について
第 45号議案 工事請負契約の変更について
（大分港大在地区コンテナクレーン2号機更新工事）
第 47号議案 工事請負契約の変更について
（都市計画道路 庄の原佐野線 P1橋脚・P2橋脚）

（3）付託外案件の審査

- 陳 情 19 宇佐市院内町御沓字寺ノ迫の急傾斜地崩壊防止施設の工事について

（4）諸般の報告

- ①大分県海岸保全基本計画の改定について
②大分県耐震改修促進計画の策定について
③大分県賃貸住宅供給促進計画の策定について

（5）その他

3 協議事項

16 : 13 ~ 16 : 14

(1) その他

4 閉 会

会議の結果

阿部（長）委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

なお、審査の都合上、予算特別委員会の分科会も兼ねておりますので、御了承願います。本日は審査議案が多くなっておりますので、速やかな進行に御協力をお願いします。

まず審査に先立ち、執行部から発言をしたい旨の申出があったので、これを許します。

小野土木建築部長 阿部長夫委員長をはじめ、土木建築委員の皆様におかれましては、平素から土木建築行政の推進に向け、懇切丁寧な御指導をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

今日は、お手元にパンフレットを配らせていただいています。予算特別委員会の時にも少し配らせていただいたんですが、大分県長期総合計画に合わせて、昨年それを補完する計画として、土木建築部で大分土木未来（ときめき）プラン2024という部の長期計画を策定しております。その長期計画をこども向けに昨年度作ったものでございます。時間がありましたらお手隙のときに御覧いただければと思っております。

今回、土木建築部から合い議案件の審査といたしまして第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、付託案件の審査といたしまして第1号議案令和8年度大分県一般会計予算など3件の予算議案及び11件の予算外議案、付託外案件の審査といたしまして陳情1件について御説明をさせていただきたいと思っております。これに加え、大分県海岸保全基本計画の改定についてなど3件の報告をさせていただきます。慎重に御審査の上、御賛同いただけますようお願い申し上げます。

阿部（長）委員長 それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案14件、付託外案件1件及び総務企画委員会から合い議のありました議案1件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより審

査に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

大谷土木建築企画課長 第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、土木建築部所管の使用料及び手数料の内容について御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

まず、1改正の背景を御覧ください。資料に記載のとおり、昨今の人件費・物価上昇に伴い、サービス提供に必要な経費は増加傾向であることから、全使用料・手数料の一斉検証を行いました。

次に、2検証の内容と結果を御覧ください。検証の結果、411件の使用料及び手数料を改定し、かつ障がい者や母子・父子家庭の者などの福祉施設の利用料を無料にするなど一定の配慮を行うことといたしました。以下、土木建築部所管の使用料・手数料の主な改定内容を御説明いたします。

3主な改正内容を御覧ください。土木建築部所管の使用料・手数料については、73件の使用料・手数料を改定することとしており、県予算への影響額は、改正前と比べて859万4千円の増額となっています。そのうち、主なものについて御説明いたします。

表の上段使用料では、大分スポーツ公園の総合競技場使用料を3万200円から3万2,600円に、表の下段手数料では、宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の宅地造成等工事許可申請手数料を4万4千円から4万5千円に改正するものです。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、

これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答するものと決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

まず、予算の関連で第1号議案のうち本委員会関係部分、第9号議案及び第10号議案について、一括して執行部の説明を求めます。

小野土木建築部長 それでは私から、第1号議案令和8年度大分県一般会計予算のうち、土木建築部関係の総括的な内容につきまして御説明いたします。

なお、昨日の予算特別委員会での説明と一部重複する部分もございますが、あらかじめ御了承願います。

お手元の土木建築委員会資料の3ページを御覧ください。

令和8年度当初予算説明資料（土木建築部）でございます。まず、1歳出予算ですが、表の左端の区分欄一般会計の中ほど、黄色で色付けしている計の欄を御覧ください。

赤枠で囲っておりますが、土木建築部の当初予算額は979億4,169万1千円を計上しております。表の右端にあるとおり、令和7年度当初予算額に比べ、率にして2.9%の減となっております。

次に、水色で色付けしております内訳の欄を御覧ください。赤枠内の内訳の一番上公共事業の当初予算額は667億7,941万1千円で、表の右端にあるとおり、令和7年度当初予算額に比べ、率にして3.9%の減となっております。これは、過年度に発生した災害復旧事業などの完了に伴う減額が主な理由でございます。

さらに同じ赤枠内の内訳欄の一番下、非公共事業の当初予算額は311億6,228万円で、表の右端にあるとおり、令和7年度当初予

算額に比べ、率にして0.8%の減となっております。これは主に、県有建築物防災対策推進事業費における別府国際コンベンションセンター吊り天井耐震化工事の事業進捗に伴う事業費の減などによるものでございます。

次に、表の左端の区分欄特別会計を御覧ください。まず、1番目の大分県公債管理特別会計は、赤枠内にあるとおり、当初予算額として4億1,546万円、その下2番目の臨海工業地帯建設事業特別会計については2億954万9千円、その下3番目の港湾施設整備事業特別会計については48億5,394万7千円を計上しております。

続きまして、一番下の表2債務負担行為ですが、一般会計で42件、352億5,021万6千円、港湾施設整備事業特別会計で1件、5億円の限度額設定をお願いしております。

以上をもちまして、令和8年度当初予算関係の総括的な説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、関係課長から説明させていただきますが、昨日の予算特別委員会で御説明しました事業は、説明を省略させていただきますので、御了承願います。

大谷土木建築企画課長 土木建築部関係の債務負担行為について御説明いたします。

3ページの下の方、2債務負担行為を御覧ください。

さきほどの説明のとおり、土木建築部では一般会計で42件、港湾施設整備事業特別会計で1件の計43件の債務負担行為がございます。そのうち主なものについて、御説明いたします。

資料4ページ債務負担行為一覧の1一般会計を御覧ください。

左側の表の3番、国道212号道路改良事業ですが、日田山国道路の道路改良工事の発注などに伴い59億9,500万円の債務負担行為の承認をお願いするものでございます。

同じく左側の表の7番、県道中津高田線道路改良事業ですが、宇佐市江須賀金屋工区の道路改良工事の用地補償契約に伴い11億6,800万円の債務負担行為の承認をお願いするものでございます。

右側の表の下41番、(公)県営都市公園長寿命化等対策事業ですが、クラサドーム大分ワイヤーロープ更新工事の発注に伴い23億850万円の債務負担行為の承認をお願いするものでございます。

この他、資料の左下にある2港湾施設整備事業特別会計も含め、規模の大きな工事などにおいて、年度を跨いだ適切な工期で発注することで、施工時期の平準化を図ることなどを目的に、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。債務負担行為については、以上でございます。

続きまして、土木建築企画課関係の歳出予算のうち、主なものについて令和8年度土木建築部予算概要抜粋版により御説明いたします。

資料の5ページを御覧ください。

事業名欄の一番下、建設産業構造改善・人材育成支援事業費、8年度当初予算額の欄を御覧ください。予算額は1,680万円でございます。本事業は、建設産業における人材確保や生産性向上を図るため、建設労働者の就労環境改善の支援や各種メディアを活用した魅力発信を行うものでございます。

中山公共工事入札管理室長 公共工事入札管理室関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の6ページを御覧ください。

上から2番目の公共事業情報システム開発事業費ですが、予算額は1億9,558万5千円でございます。本事業は、行政業務の適正化を図るため、入札参加資格申請共同受付システムの開発や公共事業総合支援システムの再開発を行うものでございます。

秋月建設政策課長 建設政策課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の6ページを御覧ください。

上から4番目の共生のまち整備事業費ですが、予算額は8千万円でございます。本事業は、すべての県民が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現するため、社会活動への参加を妨げる行動面での障壁を取り除くことを目的に、県が設置又は管

理する既存の公共施設のバリアフリー化を推進するものでございます。

続いて、その下の地域の安心基盤づくりサポート事業費ですが、予算額は8,200万円でございます。本事業は、生活環境の保全、地域の活動能力の維持向上を図るため、河川、砂防、港湾施設などを対象に、倒木や流木等の除去や施設の補修などを行うとともに、住民の地域活動支援のため、作業環境の整備や資機材貸与等を行うものでございます。

平山用地対策課長 用地対策課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の7ページを御覧ください。

上から4番目の公共用地先行取得事業費ですが、予算額は10億円でございます。本事業は、公共事業を円滑に推進するため、緊急に用地買収が必要となった場合において、公共用地を先行取得する際の大分県土地開発公社への貸付けを実施するものでございます。

石和道路建設課長 道路建設課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の8ページを御覧ください。

一番下の(公)国直轄道路事業負担金ですが予算額は30億2,981万円でございます。本事業は、国土交通省が直轄管理する一般国道等の改築事業及び交通安全事業等に対する負担金でございます。

令和8年度は、中津市の三光本耶馬溪道路における本耶馬溪IC周辺の橋梁工事などを進めてまいります。

北野道路保全課長 道路保全課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の9ページを御覧ください。

下から2番目の(単)身近な道改善事業費ですが、予算額は8億円でございます。本事業は、住民の生活に密着した道路の利便性・安全性を低コストかつ短期間で向上させるため、路肩の拡幅や簡易歩道整備などの小規模な改良や通学路安全対策を実施するものでございます。

次に、資料の10ページを御覧ください。

上から2番目の(公)交通安全事業費ですが、予算額は23億4,924万2千円でございます。

す。本事業は、児童や高齢者等が安心して歩行できる道路空間の創出や災害に強い道路機能を確保するため、歩道の設置や無電柱化を実施するものでございます。

令和8年度は、長良木立線など25か所で歩道及び自転車歩行者道の設置、また、国道500号など3か所で無電柱化を進めてまいります。
松尾河川課長 河川課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の11ページを御覧ください。

上から2番目の（単）河川海岸改良事業費ですが、予算額は24億2,500万円でございます。本事業は、県管理河川の治水能力を確保するため、国庫補助事業の対象とならない護岸等の局部的な改修や維持・修繕工事を実施するものでございます。

令和8年度は、熊崎川など47河川で護岸整備などを進めてまいります。

次に、資料の12ページを御覧ください。

上から3番目の（公）災害復旧事業費ですが、予算額は76億403万8千円でございます。本事業は、被災した道路、河川などの公共土木施設の原形復旧を行うものでございます。

過年災害復旧費13億8,403万8千円については、令和6年台風第10号や令和7年8月の大雨などの過年災害にかかる復旧事業を実施いたします。

現年災害復旧費62億2千万円については、令和8年度に新たに災害が発生した際に、迅速に対応できるよう、あらかじめ予算を計上しているものでございます。

山口港湾課長 港湾課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

下から3番目の（公）地方港湾改修事業費ですが、予算額は9億1,612万5千円でございます。本事業は、各港湾の特性をいかした地域産業の振興を促進するため、臼杵港など4港の地方港湾において、岸壁、防波堤等の整備を実施するものでございます。

令和8年度は、臼杵港の防波堤整備や守江港の航路浚渫などを行います。

次に、資料の14ページを御覧ください。

一番下の（公）国直轄海岸事業負担金ですが、予算額は3億30万円でございます。本事業は、国土交通省が直轄事業として実施する大分港海岸の護岸改良整備に対する負担金でございます。

令和8年度は、津留地区北護岸の擁壁工事や乙津地区北護岸の消波工等を進めてまいります。
四嶋砂防課長 砂防課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の15ページを御覧ください。

下から2番目の（単）急傾斜地崩壊対策事業費ですが、予算額は17億円でございます。本事業は、豪雨によるがけ崩れ等から住民の命と暮らしを守るため、国庫補助の対象とならない急傾斜地の擁壁工や法面对策工を実施するとともに、市町村が実施する人家5戸未満の急傾斜地崩壊対策事業に対して、助成を行うものでございます。

令和8年度は、豊後大野市の山方（やまかた）3地区など63地区において法面对策工等を行うとともに、市町村が実施する42地区への助成を行ってまいります。

次に、資料の16ページを御覧ください。

上から2番目の（公）火山砂防事業費ですが、予算額は8億1,921万3千円でございます。本事業は、火山性の地質が広がる地域における土砂災害から住民の命と暮らしを守るため、土石流等のおそれのある地域において、砂防堰堤の整備等を実施するものでございます。

令和8年度は、玖珠町の専道川など31溪流において、砂防堰堤の整備等を行ってまいります。

高野都市・まちづくり推進課長 都市・まちづくり推進課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の17ページを御覧ください。

下から2番目の盛土災害防止調査費ですが、予算額は1,340万円でございます。本事業は、盛土等による災害から住民の生命・財産を守るため、規制区域の見直しや既存盛土等の把握に必要な基礎調査に要する経費でございます。

次に、資料の18ページを御覧ください。

上から3番目の(単)街路改良事業費ですが、予算額は3億3,227万円でございます。本事業は、都市計画道路7路線の整備を推進するものでございます。

令和8年度は、豊後大野市の駅前高市(えきまえこういち)線の用地補償等を進めてまいります。

岡本公園・生活排水課長 公園・生活排水課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の19ページを御覧ください。

一番下の県営都市公園施設整備事業費ですが、予算額は3,423万2千円でございます。本事業は、大分スポーツ公園及び大洲総合運動公園等の都市公園の維持補修に要する経費でございます。

次に、資料の20ページを御覧ください。

一番上の(公)県営都市公園長寿命化等対策事業費ですが、予算額は2億6,175万円でございます。本事業は、大分スポーツ公園の広域防災拠点としての機能維持を図るため、老朽化した総合競技場等の改修を実施いたします。加えて、県営都市公園の施設の安全性確保や延命化を図るため、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した施設の更新などを行うものでございます。

令和8年度は、大分スポーツ公園など4か所において、誰もが安心・安全に利用できるよう、施設の改修を行ってまいります。

伊東建築住宅課長 建築住宅課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の21ページを御覧ください。

上から2番目の住宅耐震化総合支援事業費ですが、予算額は1億5,280万8千円でございます。本事業は、木造住宅の耐震性向上等を図るため、耐震アドバイザーを派遣するとともに、耐震診断・耐震改修を支援する市町村に対し助成するものでございます。

令和8年度は、1981年から2000年に建設された新耐震基準の木造住宅を、新たに耐震診断の補助対象に追加するなど、住宅の耐震化をより一層促進してまいります。

次に、資料の22ページを御覧ください。

上から2番目の居住支援体制構築事業費ですが、予算額は971万円でございます。本事業は、高齢者や障がい者、外国人、子育て世帯など住宅確保要配慮者の住まいの確保や暮らしを支援することにより地域共生社会を実現するため、居住支援協議会の設立及び自走に向けた取組を支援するものでございます。

長谷部公営住宅室長 公営住宅室関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

次に、資料の23ページを御覧ください。

一番下の(公)既設県営住宅改善事業費ですが、予算額は6億5,208万1千円でございます。本事業は、既設の県営住宅における居住環境の向上と活用を図るため、計画的な改善・更新を行うものでございます。

令和8年度は、県営住宅のうち30戸を子育て世帯向け住戸に改修し、子育て世帯が安心して生活できる住環境を整備するなどの取組を進めてまいります。

後藤施設整備課長 施設整備課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の24ページを御覧ください。

一番上の県有建築物防災対策推進事業費ですが、予算額は1億8,798万6千円でございます。本事業は、地震による県有施設の天井脱落を防止するため、吊り天井耐震化に係る工事を実施するものでございます。

令和8年度も引き続き、別府国際コンベンションセンターの耐震化工事を進めてまいります。なお、本工事は、令和8年7月に完成予定です。
山口港湾課長 第9号議案令和8年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について、御説明いたします。

資料の25ページを御覧ください。

表の一番左、区分欄の上から2番目でございます。予算額は、表の左から2番目、予算額(A)の欄にありますように2億954万9千円で、令和7年度当初予算に比べ、率にして74.6%の減となっています。これは主に、起債の元利償還金の減によるものです。

歳入の主な内訳ですが、予算額(A)欄の四

つ右、財産収入として、土地利用計画の変更に伴う臨海工業地帯建設事業特別会計から港湾施設整備事業特別会計への土地の所属換えなどによる収入が9,122万1千円、その二つ右、繰入金として、減債基金からの繰入金が1億1,822万8千円でございます。

次に、資料の26ページを御覧ください。

歳出につきましては、表の一番左、事業名欄の一番上、6号地事業費ですが、予算額は2,355万円です。本事業は、6号地に係る維持管理等に要する経費でございます。

次に、その下、公債費ですが、予算額は1億8,599万9千円です。本事業は、6号地造成に伴う起債の元利償還金でございます。

次に、第10号議案令和8年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について、御説明いたします。

お手数ですが、資料の25ページへお戻りください。

表の一番左、区分欄の上から3番目でございます。予算額は、表の左から2番目、予算額(A)の欄にありますように48億5,394万7千円で、令和7年度当初予算に比べ、率にして5.1%の減となっています。これは主に、大分港大在地区の埠頭用地整備の進捗により、工事費が減となったこと、土地利用計画の変更に伴う土地の所属換え費用の減によるものです。

歳入の主な内訳ですが、予算額(A)欄の二つ右、使用料及び手数料として、附属地や野積場などの使用料が15億845万8千円、さらにその七つ右、県債として港湾施設建設事業債の借り入れが31億1,900万円でございます。

次に、27ページを御覧ください。

歳出につきましては、表の一番左、事業名欄の一番上、港湾施設管理費ですが、予算額は4億1,224万4千円です。本事業は、上屋や野積場などの港湾施設の管理に要する経費でございます。

その二つ下、大分港大在コンテナターミナル管理運営事業費の8,255万1千円及びその下別府港北浜ヨットハーバー管理運営事業費の

1,469万9千円は、指定管理者への委託料などに要する経費でございます。

次に、28ページ公債費ですが、予算額は20億4,912万8千円です。本事業は、港湾施設整備事業に伴う起債の元利償還金でございます。

次に、29ページを御覧ください。

港湾機能施設整備事業費ですが、予算額は21億4,749万6千円です。本事業は、大分港など6港のふ頭用地の造成などを実施するものでございます。

阿部(長)委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

佐藤委員 すみません、一つだけ。6ページの、昨日もだいたい議論があっていたんですけども、公共事業情報システム開発事業の関係で、これ、昨日の議論聞いていて、県のシステムと市町村システムを一緒にして、参加の受付と、それから入札までできるシステムということで、そしてまた、市町村独自のものは市町村独自のもののできるっていう認識でいいんですかね。

中山公共工事入札管理室長 システム自体は新たに作り上げるものになります。入札の資格審査の要領を県と市町村統一して、システムで一括できるように。統一した部分っていうのは、審査の方法といいますか、提出書類なんかを県と市町村同じものにして、システムは新たに一から構築するとか、今、他県で利用しているやつをまた利用しながら開発していくことになるんですけども、そういった開発するシステム自体は新規になります。

あと、入札については電子入札システムで、もう今現在別のシステムとして稼働しておりますので、今回開発するシステムについては、入札の参加資格の審査を行うシステムで、格付まで行うようになっております。

佐藤委員 すみません、そこちょっとよく分かんないんですけども、市町村はそのシステムに入って、一緒にやれるという認識ですか。

中山公共工事入札管理室長 一つのシステムとして県が管理しまして、同じシステムを全市町

村が利用するということになります。〔「ありがとうございます」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

若山委員 9ページになるかな、道路維持修繕費、草刈り等々で私もいろいろな分で、土木とかいろんなところをお願いしながら、対応、本当によくしていただいているんですけども、その部分で来年度予算が若干上がっているんですけども、まだまだ、猛暑とか含めて、道路の維持管理等々にこれで十分なのかなという部分があるんですけども、それは1点ちょっとお伺いしたい部分。

なかなかいろんな調整で難しいとは思いますが、できるだけこういった道路維持に関する部分は、周辺部の市町村にとっては、県道が一番、いろんな交流の部分で利用されている道路なので、是非よろしくお伺いしたいとも思います。

道路修繕とか草刈りとか、河川の草刈りとかいう部分で、地域住民、地域の方々のサポートをお願いしている部分があって、どこかちょっと分からんですけども、一般質問等々の中で若干、暑さ対策含めて、賃金というか、そういった部分も引き上げるという話もあったんですけども、それは道路も河川も引き上げて、地域住民に若干でも、燃料費含めて渡せるように上げたということでもいいんでしょうか。

それともう1点。最後、急傾斜地なんですけれども、本当にサポーターも含めて、要望聞いていただいていると思うんですけども、どうしても住民の方にすれば、ダムという概念があるものですから、普通、砂防ダムっていうか、土砂、その辺をならしてっていうか、崩れ込まないようにしているとは思いますが、昨今の大雨とかいろんな部分の兼ね合いで、住民の方はそれに対しての、水の流れの部分まで要望している部分が多いんですけども、どうしても事業になるとその部分はできないということで、地元の方で、急傾斜地、砂防ダム等々の取組も、そこまで自己負担は出せないということで、住民の方も断念すると聞くんですが、防

災という観点からすれば、今まで以上に大雨の対策も含めて、砂防ダムだけでなく、急傾斜地の部分で流れ込みの水系というか、ちっちゃい谷川とか、そういった部分の対策は何かあるのか。それと砂防ダムと絡めてできないのがちょっと、3点お伺いしたいです。

北野道路保全課長 私の方から、草刈りについてお答えします。

これまでも何度か質問は受けておりますけれども、道路の草刈りについては令和6年度に予算を増額させていただきまして、その中で一定の地域の要望とかも含めた草刈りの面積の増加も図っているところです。

また、草刈りを直接軽減するような取組というのでも並行して行っておりまして、防草対策とか、また、草を刈るだけでなく除草剤を使ったり、なるべく草刈の回数とか面積を低減するような取組も進めているところです。

昨年もうやはり梅雨が非常に短かったりとか、最近、近年の異常気象もありますけれども、そういった予算というのは、これからも分析、地域の要望とかを含めて分析はしていけないかなと思っているところなんですけれども、今年度については、近年の労務費の増加に対応できるように、これは国の交付金とかも使うように考えているんですけども、今、予定している面積を減らさないような対応としまして、今回、県予算の方も上積みさせていただいているという状況でございます。

次に、2点目のクリーンロードについても、こちらもうやはり人件費といいますか、この10年以上、単価を見直していなかった中で、もうこれは対応していこうということになりまして、単価としまして、1平方メートル当たり今年まで8円だった部分を10円ということで、25%、率にしたら高く見えるんですけども、2円ほど高くアップさせていただいているところでございます。

それから、あわせて高齢化でなかなか地域の方が集まりにくいというところもありますので、新たな参加者を掘り起こすために、ラジオとか新聞とかSNSとか使って、こういった活動に

支援できるというようなアピールをしていきたいというふうに考えております。

松尾河川課長 河川の草刈りの部分についてお答えさせていただきます。

予算的には河川海岸維持管理費で計上はさせていただいております。既に御案内のように、河川の草刈り、リバーフレンド事業ということで、地域の皆様方の御協力をいただきながら、草刈りをしていただいた面積に応じて報奨金という形でお金を支払うということをしておるところでございます。

さきほどのクリーンロードと同様に、河川の草刈りの報奨金についても、これまで1平方メートル当たり8円ということでしたんですけれども、2円アップいたしまして10円という形にしております。ただ、河川の草刈りを年間約850万平方メートルぐらいしていただいておりますので、2円のアップで約1,700万円ほど増額になりますけれども、令和8年度については予算的に計上させていただいているところでございます。

四嶋砂防課長 まず、砂防ダムの件について御説明いたします。

現在、砂防ダムは、流木等も捕捉するため、透過型砂防堰堤等を設置の基本としておりまして、そこから水が下流に流れるというところもあります。人家の直上流とかになりますと、不透過型等も検討した上で計画を設計しております。

おっしゃられているのはダムからの下流の護岸のことだろうというふうに思いますけれども、砂防の事業の趣旨から、土砂が流れ出るおそれがある場合は護岸等の整備も可能ではありますが、基本的には、水の処理というのは、本来管理者が行うものとして砂防事業を進めているところでございます。

急傾斜事業の負担というようなお話がございましたが、現在、県が実施しています公共、単独の急傾斜事業については、負担金は市町村が全て出しているということで、直接の地権者の方からの負担はないというところでございます。

また、水の処理についても、擁壁工の前には

側溝を整備しておりますし、その側溝の水については既存の水路等に接続するところまで工事を実施しておるという状況でございます。

若山委員 道路維持、本当に大変御苦労されていると思うんですけれども、また、今年の事業、道路維持本当に御苦労されて大変だと思うんですけれども、また来年度事業からの白線とか、そういった部分もまた増えるということで、十分な道路維持管理お願いしたいと思います。

急傾斜地の分が、どうしても水の部分が、おっしゃられるとおり、砂防ダムの事業の部分について、そこがないということは重々、私自身は分かるんですけれども、住民の方がなかなか納得いかない部分もありますので、今後、水対策の部分も、どういった事業があるのか検討していただけたらというふうに思います。

二ノ宮委員 1点だけ教えてください。9ページに出てくるんですけれども、道路パトロールっていうんですかね、県内よく道路パトロールの車を見るんですけれども、どういう組織で、また言えば、どっか委託しているのかなとは思ったり。そういう人たちが調査したものがどういふ具合に上がってきて、それがどういふ具合に事業にいかされているかという、そのことをちょっと教えてください。

北野道路保全課長 道路パトロールについては、以前は県の職員で全て直営で行っておりました。そのパトロールの状況ですけれども、もう民間の方に移行しつつありまして、例えば、大分土木では4班中3班が民間の委託業者にパトロールというのを委託している状況にあります。

新たな現業といいますか、そういった職員をもう採用せずに、退職して空いたポストというか班については、民間に委託を移行しているという状況でございます。

そのパトロールについては、毎日、日報というのを上げていまして、その日報については土木事務所の所長まで確認をするようにしています。緊急を要するものは現場から電話なりで土木事務所の保全担当に連絡が行って、業者なりで対応するということがありますし、もっと小さな、ポットホールといって、ちょっとしたア

スファルトのところに部分的な穴があるようなものについては、そのパトロールの職員が直接、常温合材、常温で扱える穴埋めのアスファルトとかをパトロールに常備しておりますので、そういったパトロール員が現場の方で対応する。枝打ちとか、車道に伸び出ている草木とか、そういった対応も現場ではしていると。

日報も含めて、毎日事務所の中の保全班の職員が、事務所の中で、所属長までそういった活動状況というのを毎日処理しているというふうにございます。

二ノ宮委員 各土木事務所にあるということですから、パトロール隊が。

北野道路保全課長 土木事務所の管理する延長とかによって班の数は違いますけれども、各土木事務所でパトロール班を持っています。

二ノ宮委員 今回、特に問題になったのが白線ですけれども、県警の規制線との関係とかあったんですけれども、僕、議員として、道路の草刈りとか、それから白線が消えているということを住民からよく言われます。そういうことを土木事務所がパトロールのときに、全部把握できるんじゃないかなと思ったんですよ。

だから、そういう情報を集めて、今年の予算で、例えば白線がどのぐらい消えているのかと、それによって3か年計画で、今年の予算いくらかだというようなやり方をしているかなと思ったんですけれども、僕なんか土木事務所に行くと、早急に良くしてくれることはいいんですけれども、何かもう少し計画的にならないかという具合に思いました。是非来年、そういうことも検討してください。

大友委員 すみません。今、道路維持の話が少し出ていましたけれども、令和6年度の草刈り予算の方を増額していただいて、もう本当に大変有り難いというふうに思っていて、ただ、総延長を延ばしていこうとしているけれども、草はどんどん生えてくる。さっき河川課長からリバーフレンド事業の話もありましたけれども、その地域の方々ももうできないというようなことで、私もよく土木事務所に相談しながら、先日なんか、所長、次長をはじめ、皆さん方が作

業着を着て、俺らが刈るんだって土木事務所の方々も行ってくれたってという経緯があって、さっきも話がありましたけれども、もう草を刈っていくっていうのはたちごっこになるんで、防草シートとか、草が生えないような処理をしていかなきゃ、順次やっていると思うんですけれども、そのあたりをちょっと予算をそっちに振って、それを一気にやってしまうような、そういう考え方ができないのかなっていうのを聞きたいのが1個。

5ページの人材の確保とか、人材育成とかいう部分がありますけれども、やっぱり人材育成とか人材の確保ってのが非常に大切な部分になると思うんです。その中で、今日も紹介あったこういうものを作っていただいて、いろんな部分にPRをして、土木業界のイメージがだいぶ変わってきたなというように思っているんですけれども、ここの予算っていうの、昨年も変わらない予算じゃないですか。同額でやっていっていると。非常にいい事業を、こういうのを作っていて、いいことやっているなっていうふうに思うんですけれども、もっともっとやりたいなっていう思いがあるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりどうかなっていうのを伺います。

北野道路保全課長 さきほどの草刈りの件でございます。

今、そういった対応をしているのが、さきほども予算の説明の中でさせていただいた身近な道改善事業費の予算でございます年間8億円の中で、今、主に取り組んでいるのが中央分離帯のところで、今、まだ植樹というか、雑草が生えているような所っていうのを、今は集中的にやっついこうかなというところで、その8億円の中である程度予算を集めて、県下の中央分離帯の部分を張りコンクリートで防草対策をするようなことは今からやっついこうと思っています。

全県的には管理延長も非常に多いですから、なかなかどこまで寄せられるかっていうのはあるんですけれども、状況を踏まえながら、そういった対策については取り組んでいきたいとは

考えております。

松尾河川課長 河川の草刈りについては、さきほど申したようにリバーフレンド事業で地域の皆様方に御協力いただき、本当に感謝を申し上げます。継続してやっていただいているんです。

毎年600以上の団体に御協力をいただいております。団体数は、どちらかというと微減はしておりますが横ばいで、地域の皆様方、本当に継続してやっていただいているというところでございます。

そんな中で、一昨年、アンケート調査をさせていただいて、単価のアップもさることながら、苛酷な作業環境の改善をしてほしいと。特に猛暑対策をしてほしいという声もたくさんいただきまして、今年度から試験的に空調服の貸与とかを始めさせていただいたところでございます。

それと、そのアンケートの中でも好評でありましたラジコン式の草刈り機、こちらについても今6台導入をさせていただいていますけれども、来年度も、今度はさらに2台導入をする予定でございます。

そういう形で、作業環境の改善にまずは取り組んでいるところと、あわせまして、防草対策としては堤防の天端を施工する際に、簡易舗装で防草対策を進めておりまして、これが年間、令和6年の例でいくと約20キロメートル防草対策で天端の簡易舗装をしております。こういう取組も含めて、引き続き一緒に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

大谷土木建築企画課長 人材確保の関係についてちょっとお答えいたします。

委員おっしゃいますように、予算が潤沢にありますと大変ありがたいところではございますけれども、少子高齢化が進んでおりまして、建設産業の担い手確保というのが非常に重要な課題であり、また、ほかのところとの取り合いというところもあったりするんですけれども、昨日予算特別委員会でも御報告させていただきました小学生向け、中学生向け、高校生向けの冊子とか、それと、もう一つ、女性活躍の冊子もお配りさせていただきました。これまでも現場

体験学習とかいったこともさせていただきましたし、女性活躍については今年度ちょっと見直しいたしまして、実際に現場で活動されている、働いている女性たちを、学校に行って、出前講座といった形で今年度実施させていただいております。全部で20校、高校等ですね。大学も含めて20校行きまして、全部で980名強の方に講義をさせていただきました、非常に感触もいいというふうに思っております。

先日、女性活躍の関係のスキルアップセミナー、成果発表会っていうのもありまして、そのときに阿部委員長も、佐藤委員も御出席いただきまして、非常に盛大にさせていただきました。その中の声には、もう来春には私就職するんです、建設業に就職するんですといったお声もありましたし、今すぐ学校のほうに出前講座をしながら、1、2年生が主に対象になるんですけれども、すぐに答えは出ないかもしれませんが、継続した取組を、予算的に厳しい面もありますけれども、先細りすることなく、できるだけ長く我々としても建設産業の皆様方と一緒に頑張っていきたいと考えております。

大友委員 その人材の確保の件は、成果発表会もそうだし、例えば土木フェスタ、各地でやったりとか、こういう工夫したパンフレットも作ったりとか、本当に限られた予算の中ですごく工夫しながら頑張っているなというふうに思っていますんで、ちょっと応援の意味も込めてそのあたりを聞かせていただきました。

我々もサポートできるところは引き続きしていきたいと思っています。〔「ありがとうございます」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

まず、第1号議案令和8年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案令和8年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案令和8年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第37号議案令和8年度における土木事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

大谷土木建築企画課長 第37号議案令和8年度における土木事業に要する経費の市町村負担について御説明いたします。

資料の30ページを御覧ください。

1 提案内容についてです。土木事業に要する経費の市町村負担割合は、毎年、議会の議決を経て定めております。本議案は令和8年度における市町村負担割合の議決を求めるものでございます。

2 令和8年度負担割合につきましては、令和7年度から変更ございません。なお、各事業の負担割合については、事前に関係市町村の同意をいただいております。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、

これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第38号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

石和道路建設課長 第38号議案工事請負契約の変更について御説明いたします。

資料の31ページを御覧ください。

本議案は、右上の工事概要の欄にありますとおり、平和・風戸特定建設工事共同企業体と令和7年3月27日に契約しました、一般県道古江丸市尾線葛原（かずらはら）一丸市尾工区における日野浦トンネル工事の工事請負契約における契約金額の変更を行うもので、今回、工期の変更はございません。

資料下段の計画平面図を御覧ください。今回、議会の承認をお願いいたします工事は、事業延長1.58キロメートルのうち、赤色で旗揚げしている日野浦トンネル146.8メートルを含む施工延長177メートルの道路改良工事です。

次の32ページを御覧ください。

上段の工事実施状況についてです。トンネル掘削及びインバート工打設は完了し、現在、トンネルの内壁となる覆工コンクリートを打設しております。

契約金額の変更については、大きく三つの要因がございます。一つ目は、地山特性に応じた補助工法の変更による2,700万円の増額です。一部区間において当初、軟質で膨張性の岩盤に対応した注入式フォアポーリングを計画していましたが、実際に掘削すると、強風化で破碎性の岩盤であったため、長尺鋼管先受け工へ変更するものです。

二つ目は、インバート等の施工延長の縮減による1,100万円の減額です。当初軟弱な岩盤を想定していた区間で、インバート等を計画していましたが、一部区間で硬質な岩盤が現れ

たため、インバート延長やロックボルト本数などを縮減したことによるものです。

三つ目は、インフレスライド条項を適用することによる3,600万円の増額になります。以上によりまして、契約金額について約5,200万円の増額を見込んでおります。

資料31ページにお戻りください。

右上の工事概要の請負金額の欄を御覧ください。当初の9億1,906万3,992円から赤字で示しています変更の9億7,123万700円となりまして、5,216万6,708円増額するものです。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

中野副委員長 今御説明いただきましたように、約5,200万円の増額のうちのインフレスライドによる増加が3,600万円ということでございます。この理由についても、労務単価や資材費の変動に対処するためということございまして、昨年も国道217号の西幡トンネル、あるいは212号、日田山国道路のトンネルについて同じような議案があったと記憶しております。

そこで、インフレスライドによる増加分というのが、元請業者はもとより下請業者まで適切に反映されているのか、このことを県として確認しているのかについて伺いたします。

石和道路建設課長 すみません、インフレスライドに関しては、元請から当然出てきまして、それに対する回答として我々が実施しています。実際それが下請まで入っていくかというのは、全て確認するわけではございませんが、基本的にはその前提を持って、我々としてはスライド条項による増加を見ているものです。

中野副委員長 制度の趣旨というのは現場を支えるということにあらうかと思います。

さきほど大友委員からお話のあった人材確保や人材育成などもそうだと思いますけれども、地域の守り手として建設産業が持続可能な産業であるために必要な観点であるかと思いますので、また引き続きよろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第39号議案大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について、執行部の説明を求めます。

松尾河川課長 第39号議案大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について御説明いたします。

資料の33ページを御覧ください。

まず、上段の1条例の制定についてです。令和8年3月に、1級河川山国川が、県内で初めて特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定される予定です。法の施行に関し、条例で定めることが規定されている3種類の標識の設置基準について、制定するものです。

次に、左側の2山国川特定都市河川指定の背景についてです。県北を流れる1級河川山国川は、平成24年、平成29年、令和5年など、豪雨災害が繰り返し発生したことから、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害対策を行う流域治水の取組を推進しています。

流域治水の取組をさらに効果的に推進するため、国、県、市が一体となり、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川への指定を目指しています。下の表は、山国川の近年の被害状況、図は特定都市河川の指定予定範囲になります。

続いて、右側上段の3特定都市河川浸水被害対策法の概要です。特定都市河川に指定されますと、一つ目は、国の重点予算措置の対象となるため、河川整備の加速化が期待できます。

二つ目は、雨水流出の増加抑制として、1千

平方メートル以上の範囲で、雨水が地下への浸透を妨げる行為には、雨水貯留浸透施設を設置し、雨水を一時的に貯める、又は地下にしみ込ませる対策が必要となります。

例えば、図のように、未舗装の土地に舗装を行う場合は、透水性舗装等が必要となります。これらのことから、河川の整備と河川に流れ込む雨水を減らすことで、流域一体となった浸水被害対策をさらに推進することができます。

最後に、右側下段の４大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の概要です。法により、施設や区域の指定時には標識を設置し、その表示内容は条例で定めることと規定されています。このことから、雨水貯留浸透施設、保全調整池、貯留機能保全区域の３種類の標識の設置の基準を制定します。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

二ノ宮委員 今度、特定都市河川に山国川が初めて指定されるということですので、この中で心配しているのは湯布院の花合野川とか、もう毎年やられるんですよ。こういうことができた後に、なかなかやっぱり国の指定は難しいんでしょうか。その辺ちょっと教えていただきたい。

松尾河川課長 山国川については、今回、特定都市河川の指定の運びになったわけでございますけれども、さきほど申し上げたとおり、河川のハード対策の加速化が期待できる一方で、１千平方メートル以上の開発行為をする際には規制がかかるという両面がございます。

そういうことで、今回、山国川の関係の自治体、中津市をはじめ、流域の市町村の制度の中身を御説明して、それに御了解をいただいて、今回指定の運びとなったわけでございます。

さきほどの花合野川については、大分川の水系になりますが、実は国の方が公表している特定都市河川の指定の、次はこの河川で取り組みましようという予定の河川が公表されているところですが、そこには大分県では大分川がピックアップされているところでございます。

ただ、さきほど申したように、やはり両面が

ございますので、関係者の協力が得られないとなかなか話が進めることができないというところで、現在、国土交通省の方でそのあたりは努力されているというふうにお聞きしております。
阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第４０号議案大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます

松尾河川課長 第４０号議案大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

資料の３４ページを御覧ください。

まず、１条例の概要について御覧ください。本条例は、大分県リバーパーク犬飼の利用料金の範囲の上限及び下限を規定するものです。

続いて、２改正の背景を御覧ください。利用料金制の施設につきましては、県が各施設の設置管理条例で利用料金の範囲を設定し、指定管理者がその条例の範囲内で県と協議の上、実際の利用料金を設定することとしております。近年の急激な物価高騰下において、指定管理者が機動的に料金改定を行えるよう、利用料金の上限を引き上げるものでございます。改正にあたっては、県の使用料金制施設の一斉検証に基づく平均改正率６．７％と同率としております。

次に、３改正内容を御覧ください。改正する主な項目として、多目的グラウンドの１面１時間の利用料金の上限を４千円から４，３００円に、カヌー艇庫の１艇１か月の利用料金の上限を１，５００円から１，６５０円に改正するものです。

４施行日は令和８年４月１日としております。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第４１号議案から第４４号議案まで及び第４６号議案は、関連がありますので一括して執行部の説明を求めます。

松尾河川課長 第４１号議案河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について御説明します。

資料の３５ページを御覧ください。

まず、１条例の概要について御覧ください。本条例は、河川法第３２条第１項に基づき、許可を受けて河川の流水等を占有する者や土石等の河川産出物を採取する者から、占用料等を徴収するために必要な事項を規定するものです。

続いて、２改正の背景を御覧ください。県では、適正な受益者負担の確保の観点から５年ごとに使用料等について改正の必要性を判断してまいりました。しかし、令和５年度以降、人件費や物価等の伸びが急増していることから、全ての使用料・手数料について一斉検証を実施しており、それに伴って個別に使用料等を定めている条例も改正するものでございます。

続いて、３改正内容を御覧ください。本条例では、令和４年度からの地価の伸び率１．５％を反映しております。主な改正項目としては、左の表、流水占用料の区分の上から３番目、工業用を２０９万円から２１２万１千円に、土地占用料の区分の一番上、電柱を７００円から７１０円に、右の表、土石採取料及び採取料の区分の一番上砂利を１７２円から１７５円に改正するものです。

４施行日は、令和８年４月１日としておりま

す。

次に、第４２号議案海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について御説明します。

資料の３６ページを御覧ください。

まず、１条例の概要について御覧ください。本条例は、海岸法第１１条の規定に基づき、許可を受けて海岸の土地を占有する者や土石等を採取する者から、占用料等を徴収するために必要な事項を規定するものです。

続いて、２改正の背景でございますが、これはさきほど御説明いたしました河川の流水占用料等の徴収に関する条例と同様であるため、説明は割愛させていただきます。

次に、３改正内容でございますが、こちらは流水占用料がなく、それ以外につきましては、第４１号議案と同様の内容となっております。

４施行日は、令和８年４月１日としております。

山口港湾課長 第４３号議案大分県港湾施設管理条例の一部改正について御説明いたします。

資料の３７ページを御覧ください。

まず、１条例の概要について御覧ください。本条例は、港湾法の規定に基づき港湾施設の使用等の許可事務及び許可を受けた者から徴収する使用料や占用料等を定めたものです。

続いて、２改正の背景・内容でございますが、改正の背景につきましては、さきほど説明にありました第４１、４２号議案と同様であるため、説明を割愛させていただきます。

改正の内容は、資料中段の左側を御覧ください。別府港北浜ヨットハーバーを除く港湾施設は、前回改定時と比較して維持管理費等の伸び率１．７５％を反映して改正を行うものです。

中段の右側を御覧ください。別府港北浜ヨットハーバーは、維持管理費の伸びに上下架作業に要する費用を上乗せした伸び率２３．４％を反映して改正を行うものです。

次に、別府港駐車場の県管理に伴う改正です。資料下段の左側を御覧ください。別府港駐車場は指定管理者による管理運営を行ってきましたが、別府港再編事業に伴い、令和７年度末で委

託契約を終了し、令和８年度より県が直接管理することとなります。

管理方法の変更に伴い、現行条例で規定している利用料金の範囲を削除するとともに、新たに使用料を設定するものです。

改正内容については、下段の右側のとおり、条例第１６条の２及び別表３を削除し、別表第１に別府港駐車場の使用料を新たに追加することとします。

３施行日は、令和８年４月１日としております。

次に、第４４号議案港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正について御説明いたします。

資料の３８ページを御覧ください。

まず、１条例の概要について御覧ください。本条例は、港湾法第３７条第４項の規定に基づき、許可を受けて港湾区域等を占用する者や土砂等を採取する者から占用料等を徴収するために必要な事項を規定したものです。

続いて、２改正の背景でございますが、こちらはさきほど説明にありました第４１から４３号議案と同様であるため、説明を割愛させていただきます。

続いて、３改正内容を御覧ください。本条例では、令和４年度からの地価の伸び率１．５％を反映しております。主な改正項目としては、左の表、占用料の区分の上から一番上の電柱を７００円から７１０円に、右の表、土砂採取料の区分の上から３番目の砂を１３１円から１３３円に改正するものです。

条例の施行日は、令和８年４月１日としています。

四嶋砂防課長 第４６号議案大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部改正について御説明します。

資料の３９ページを御覧ください。

まず、１条例の概要について御覧ください。本条例は、砂防法２７条の規定に基づき、許可等により砂防設備の使用又は砂防設備内にある立木等の伐採若しくは芝等を採取する者から徴収する使用料及び採取料を規定するものです。

続いて、２改正の背景でございますが、こちらについては、さきほど説明にありました第４１から４４号議案と同様であるため、説明を割愛させていただきます。

続いて、３改正内容を御覧ください。本条例では、令和４年度からの地価の伸び率１．５％を反映しております。

主な改正項目としては、表の上段、使用料の区分の一番上、発電及び工業用水取水設備を１万４００円から１万６００円に、上から３番目電柱及び支柱を７００円から７１０円に、表の下段、採取料の区分の一番上、萱及び雑草類を３９円から４０円に改定するものです。

４施行日は、令和８年４月１日としております。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

若山委員 第４３号議案の部分ですけれども、別府港北浜ヨットハーバーの部分に対して改定率が２３．４％ということで、維持管理費の伸びに上下架作業に要する費用の上乗せとあるんですけれども、これは、例えば今年度こういうのが、新しい作業ができて上がるということですかね。単純に人件費の上乗せとか、１．７人と同等じゃないかというふうには思うんですが、ちょっとお伺いしたいと思います。

山口港湾課長 別府港北浜ヨットハーバーの料金改定率２３．４％ですけれども、この改定率の根拠ですけれども、当施設は指定管理者制度を採っておりまして、指定管理委託料が、この平成元年から平成７年までの委託料の増が約５００万円ほどあります。その５００万円増の分を今回、北浜ヨットハーバーとしての維持管理費として料金を使用料の方に上乗せしているというふうな形で、全額が上下架作業ということではなくて、その内訳としては、この間の人件費の高騰、スライド、ベースアップ分と、また、光熱費等ですね。水道、電気代等の光熱費、また、このヨットの上下架作業というのも係船の回数が、船舶の係船率も上がっていますんで、そういった回数が増加しているということで、

それに伴う労務費の増というふうな、主に３点の増加で、指定管理の委託料の方をそれだけ上げておりますので、その分を今回、使用料の方に転嫁させていただくというような形になっております。

若山委員 通年の部分の値上げ幅があったんだけれども、それはずっと抑えて、今回この部分である程度の値上とか、引上げを行うということによろしいのでしょうか。

山口港湾課長 そのとおりで、令和元年度に消費税の関係で改定しておりますけれども、それからの改定がありませんので、委託料の増を今回見直していくということでございます。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

まず、第４１号議案河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第４２号議案海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第４３号議案大分県港湾施設管理条例の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定し

ました。

次に、第４４号議案港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第４６号議案大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第４５号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

山口港湾課長 第４５号議案工事請負契約の変更について御説明します。

資料の４０ページを御覧ください。

本議案は、資料左中ほどの工事概要にありますとおり、令和７年３月２７日に株式会社三井Ｅ＆Ｓと締結しました大分港大在地区コンテナクレーン２号機更新工事の工事請負契約について変更するものです。

続いて、資料下段の左側を御覧ください。契約金額の変更内容は、コンテナ専用吊具装置の上面に金具保管箱を追加設置するものです。

資料下段の右側を御覧ください。現在、船内でのコンテナ荷崩れ防止のために使用する緊締金具は、コンテナ下面に差し込まれたまま、船内から陸揚げされ、岸壁側で金具を取り外した後、作業員がコンテナ船に直接乗り込み、手渡しで金具を戻している状況です。

荷役作業の効率性の向上を図るため、港湾利用者との協議結果、コンテナ専用吊具装置の上面に金具保管箱を設置することで、作業員がコンテナ船に直接乗り込むことなく、金具を戻すことが可能になることから、変更するものです。

なお、新設１号機についても、本工事で同様の対応を行います。

以上により、資料左側中ほどにありますとおり、契約金額は当初１４億４，８１５万円に対し、変更後１４億５，３９０万３千円で、５７５万３千円の増額となります。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第４７号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

高野都市・まちづくり推進課長 第４７号議案工事請負契約の変更について御説明いたします。

資料の４１ページを御覧ください。

本議案は、資料上段の工事概要にありますとおり、令和６年９月に株式会社佐伯建設と契約いたしました都市計画道路庄の原佐野線下郡工区におけるＰ１橋脚・Ｐ２橋脚工事の工事請負契約について変更するものです。

本工事は、庄の原佐野線下郡工区において、資料下段の事業区間全体図の赤で着色したＰ１橋脚・Ｐ２橋脚２基の工事を行うものです。

資料中段右側の橋脚構造図を御覧ください。本工事は、赤で着色した場所打杭・フーチングからなる橋脚の基礎部の工事を行うものです。黄色で着色した柱部については、別途工事で行っています。

資料上段の工事概要の契約金額を御覧ください。当初６億６，２９６万９，２９６円に対し、変更後６億９，８９２万３，５００円で、３，５９５万４，２０４円の増額となります。

次に、資料の４２ページを御覧ください。

契約金額の変更内容として、大きく三つの要

因がございます。１点目は、掘削土の処分による１，８００万円の増額です。当初、橋脚の掘削土は、隣接工事の盛土として流用する計画でした。しかし、含水比が高い軟弱土で、盛土材として不適當であったため、本工事にて掘削土の処分を行うものです。

２点目は、矢板の存置による９００万円の増額です。当初、矢板は埋設水道管に影響がある箇所を除いて撤去する計画でした。しかし、本工事の矢板撤去時に周辺地盤への影響が確認されたことに伴い、工法の再検討を行った結果、資料右側の平面図にて赤で着色しております、県道及び民地に近接する矢板を存置することとなりました。それに伴い、矢板がリースから買い取りに変更になり、増額が生じるものです。

３点目は、現場環境改善費の追加による９００万円の増額です。大分県現場環境改善取扱要領に基づき、作業環境の整備として熱中症対策などについて受注者からの申出があり、その実施状況が確認できたため、当該費用を追加計上するものです。

以上により、契約金額について３，５９５万４，２０４円の増額となります。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

阿部（英）委員 今の部分の３番目の環境改善費の追加という、ここのところをもうちょっと説明して。

今回の増額はトンネルだとか自然的な部分とはちょっと違って、この工事は矢板の問題だとか、残土の問題とか、そういうのがまた出てきたんでしょうけれども、当初から平面で分かっているはずなんだよね。あらかじめ分かっている部分に対して工事発注していると思うんですけどもね、最初から計画して。そういう流れの中でこういうのが出てきたということ、これ、１番と２番はあるけれど３番のこの環境改善費、ここのところをもうちょっと説明してもらえないですか。

高野都市・まちづくり推進課長 現場環境改善費について少し説明させていただきます。

さきほど言いました大分県の取扱要領がありまして、今、建設業の魅力発信や労働環境の改善、地域との連携等が求められている現状で、周辺の住民の生活環境への配慮や一般の住民に対する建設業の広報活動、現場労働者の方々の作業環境の改善を図るために、各現場でこういった取組をするようになっていきます。

その取組といいますのは四つの項目がございまして、一つ、現場環境改善の仮設備等に関すること、もう一つが営繕関係、三つ目が安全関係、それとあと地域への連携ですね。この四つの項目のうち、どれか一つか二つをするようになります。

例えば、この現場で具体的に説明させていただきますと、ここでは仮設備関係で監視カメラの設置、それで、安全関係ではウォーターサーバーの設置と、カナリアという熱中症対策のことで、それで三つ目ですね。営繕関係で冷暖房の設備、更衣室の設置、あと、地域連携として、イメージアップとしてデザイン工事看板の設置という、この五つの項目を現場でしております。

ただ、これが最初に現場に入る前に、施工会社が施工計画書でこういった項目をしますということを担当課に出します。それがうちの要項にあるのかというのを担当官は確認して、その上で現場でも確認して、きちっと工期の数字でしておれば、それを変更で、これが直接工事費に一定の率を掛けるようになっていまして、それで追加で計上しております。

ちなみに、庄の原佐野の現場では、ほぼ全会社そういった現場環境の改善はして、変更で見えております。

阿部（英）委員 この3番目の項目が、4項目か5項目ありますけれども、これはもともと最初から工事にかかる段階からこれぐらいのことはあってしかるべきでしょう。言ってみれば、残土だとかこういうところの矢板の問題で、金額がちょっと増加したから、環境改善費も増加しますよという捉え方でいいのかな。その必要性がどこにあるのかなと。最初から、スタートの段階でこれだけのことは、例えば監視カメラだとか、熱中症対策とかいうのはあってしかるべ

きじゃないのか。ここのところはちょっと私も理解できない。

秋月建設政策課長 さきほど高野都市・まちづくり推進課長も申しましたとおり、現場の魅力アップとかそういう形で、国もこういう制度を持っていまして、大分県もこの制度を入れており、全工事で実は対象となります。当初は見込まないんですけれども、変更の契約をした段階で受発注者協議の上、これをするってなったときにある程度のパーセントを増額しようという形での制度となっています。

なので、全ての工事でこういう形が行われて、各現場に応じて、熱中症対策で現場にミストファンを置くとか、クーラーボックスを買って置くとか、現場の後ろの方にクーラーを付けたとか、そういうふうな経費について、この現場環境改善費ってことで、現場で働く方々の働き方を見ながら対応するって形で、これを新たに今、制度として設けるところでございます。

阿部（英）委員 ということは、この工事がなされる過程の中で、当然この3番目の、この時期には出てくるべき項目だというふうに捉えていいかな。

1番と2番の残土だとか矢板とかいうのは関係なく、これはこれとして単位で見るということになるの。

秋月建設政策課長 おっしゃるとおりです。この1番、2番の変更がなくてもこれを見るべきものっていうところになります。

阿部（英）委員 中間でそれが出てくるわけやな。必ず。〔「はい、恐らく」と言う者あり〕

今後のいろんな公共事業についても、中間でこういうものが、単位の工事については出てくるということになると。

小野土木建築部長 少し補足させていただくと、発注者側から、この仮設、設備関係であるとか、営繕関係、安全管理、地域連携、これをやりなさいよというようなふうに当初から定めるのではなくて、そういったものは請け負った業者の自主性でこういったことをやりたいというところを協議しながらまとめていく、そういう仕組みになっています。ですので、変更対応という

ことで、その現場で一番効果があると考えられるものについて、また、業者がここでこういう対策を取りたいという意向も最大限理解しながら、こういった形で変更を認めているというようなところでございます。

阿部（英）委員 私も長年関係しましたけれども、こういう項目での増額っていうのは初めてだと私思うんだけど、今までずっとあったのか、あったんでしょうね。私の勉強不足だな。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、付託外案件の審査に入ります。今回は、陳情 1 件です。

陳情 1 9 宇佐市院内町御沓（みくつ）字寺ノ迫の急傾斜地崩壊防止施設の工事について、執行部の説明を求めます。

四嶋砂防課長 陳情 1 9 宇佐市院内町御沓字寺ノ迫の急傾斜地崩壊防止施設の工事について御説明します。

資料の 4 3 ページを御覧ください。

本陳情は、宇佐市院内町で県が実施している御沓地区急傾斜地崩壊対策工事において、個人所有のブロック塀に砂利道が密着して造成されたことに対し、ブロック塀が倒壊した場合、人命に関わる重大な事故につながるおそれがあるとして、砂利道をブロック塀から離し自立させる構造へ是正するよう求められているものです。

次の 4 4 ページをお開きください。

本事業は、土砂災害警戒区域内にある、陳情者宅を含む人家や県道を保全することを目的に擁壁工などを設置するもので、令和 3 年度に事

業着手し、令和 7 年度の完了を目指して工事を進めていたものです。

左側の写真は、現地上空から撮影した現在の状況で、赤色で旗揚げされている区間が陳情の対象箇所です。

陳情者宅の背後の状況ですが、右側の写真①は、施工前の令和 4 年に撮影したもので、左下の横断図に示す地盤線のとおり、土砂が既にブロック塀にかかっています。

写真②は現在の状況ですが、施工後も土砂がかかっている高さは変えておらず、この工事によりブロック塀には新たな土圧は発生していません。さらに、擁壁工前面には側溝を配置し、雨水の排水も適切に行っていることから、当該工事によりブロック塀の倒壊等を助長するものではありません。

このことについては、先月 2 7 日に陳情者に直接お会いし、写真を見ながら説明させていただいた結果、御理解を頂いたところです。

今後も、地権者等にしっかり理解して頂けるよう、分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

若山委員 おっしゃるとおり、終わった後の部分を見ていただくと、何のための陳情であったのかなというふうに思うんですよ。いわゆる工事にかかる前にきちっとした説明がなされていればこういったこともなかったでしょうし、私も説明を受けたときにお伝えしたんですけども、工事するときに、その方に対しての説明はできなかったのですかね。

四嶋砂防課長 現在、陳情者宅は貸家になっておりまして、所有者は県外に住まわれております。電話等で御説明は申し上げましたが、ちょっと不足していた部分もあるというふうに反省をしております。もう少し工事前に丁寧な説明も必要であったというふうに思っております。

若山委員 田舎だからこそ空き家多くて、こういったケースはあると思いますんで、できるだけ丁寧に、県外に出られた方についても、本当

によくこういう工事をしてくれたというふうには後で思うんですけども。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、これをもって付託外案件の審査を終了します。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

山口港湾課長 大分県海岸保全基本計画の改定について御報告いたします。

委員会資料の４５ページを御覧ください。

まず、１の計画の概要と改定の背景について御説明します。海岸保全基本計画は、海岸法により国が定めた海岸保全基本方針に基づいて、防護、環境及び利用が調和した海岸の保全を総合的に推進するための計画です。本県には、地図のように佐賀県を境に豊前豊後沿岸と豊後水道西沿岸の二つの計画があり、豊前豊後沿岸については福岡県と合同で計画を作成しています。

続いて、今回の改定の背景です。改定は海岸保全を、将来的な気候変動の影響を考慮した対策へ転換するという国の基本方針に基づいたものとなります。

続いて、２には、改定までの流れを記載しております。昨年１２月の第４回定例会土木建築委員会で、本計画の素案の内容を御報告しましたが、その後、パブリックコメント、沿岸市町村への意見聴取などを実施し、有識者による検討委員会の諮問を経て、成案を策定しました。

３は、パブリックコメントと市町村からの主な意見です。真玉海岸や栗嶋公園周辺の海岸景観が観光に活用されていることを海岸利用の項目に追加してほしいなどの意見がありました。いただいた意見は、福岡県や市町村間の記載内容とのバランスなどを踏まえて計画に反映しております。

４は気候変動の影響を検討した結果と、計画の改定内容です。まず影響の検討結果ですが、パリ協定の目標と整合する２１００年に２度気温上昇したケースで波浪高潮時の潮位偏差平均

海面水位という三つの計画外力の上昇量を検討した結果、２１００年時点で、高潮時の潮位偏差が最大５センチメートル、平均海面水位が４１センチメートル上昇するという結果となっております。

次に、主な計画の改定内容について御説明いたします。計画外力は、検討結果のとおり気候変動の影響を考慮して設定すること今後整備を行う海岸保全施設については、施設の供用期間中に予測される気候変動の影響を考慮した防護水準にて、段階的に整備を計画すること、ただし、整備中の事業など、防護効果の発現を急ぐ場合などは現行の計画により整備を進めること、本計画改定以降においても、今後の新たな知見や観測データの蓄積に基づき、適宜防護水準の見直しを検討することを計画に追加しております。

なお、計画を合同で作成する福岡県のスケジュールに合わせ、公表は令和８年度の早期を予定しております。

また、福岡県の部分は暫定版とはなりますが、計画本文をSide Books（サイドブックス）に別冊として格納していますので、後ほど御覧ください。

最後に、本改定は海岸を所管する土木建築部と農林水産部の４課が合同で進めておりますので、農林水産委員会でも同様の報告を行っておりますことを申し添えます。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、次に、②と③の報告をお願いします。

伊東建築住宅課長 大分県耐震改修促進計画の策定について、報告いたします。

資料の４６ページを御覧ください。

まず、本計画の概要についてです。本計画の目的は、地震発生時における県民の生命、身体及び財産の保護を図るため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進することです。計画の位置付けは、耐震改修促進法に基づく法定計画であ

ります。

左下のこれまでの策定経過についてです。昨年12月の第4回定例会土木建築委員会において、素案の概要を御報告した後、このほど成案を取りまとめましたので、今回改めて御報告させていただきます。なお、本計画の公表は、本年3月末を予定しています。

成案の策定にあたっては、有識者等による検討委員会への意見聴取、パブリックコメントを実施し、幅広い観点から御意見を伺いました。

右上の主な意見についてです。まず、有識者等による検討委員会からは、昭和56年から平成12年に建てられた木造住宅や緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化について、意見がありました。

これらの意見に対する県の方針については、各意見の右側に記載しておりますとおり、計画へ反映した上で取組を進めることとしております。なお、パブリックコメントによる意見はありませんでした。

最後に、右下の主な施策と具体的な取組についてです。

(1) 木造住宅の耐震化では、次の取組を行います。まず、低コスト工法の普及です。本工法は、壁や床を解体せずに補強することにより、改修費を最大3割程度削減可能です。技術者育成を通じ、普及に努めます。

次に、補助制度の周知です。今年度より、改修補助を150万円までは自己負担なしとなるよう大幅に拡充しました。これまで診断のみ行っている方などを中心に、周知を進めます。

(2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化では、対象となる建築物52棟のうち、残る民間建築物26棟の2棟について、引き続き市町と連携し、所有者への丁寧な働きかけを行うなど、早期の耐震化を促してまいります。

なお、成案につきまして、Side Booksに別冊として格納していますので、後ほど御覧ください。

次に、大分県賃貸住宅供給促進計画の策定について、報告いたします。

資料の47ページを御覧ください。

まず、本計画の概要についてです。本計画の目的は、高齢者や障がい者など、県内における住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居や居住の安定を図るため、必要な施策を総合的かつ効果的に推進することです。

計画の位置付けは、住宅セーフティネット法に基づく法定計画であり、かつ、県の住宅施策に関する理念や目標などを規定した大分県住生活基本計画の個別計画でもあります。

左下のこれまでの策定経過についてです。昨年12月の第4回定例会土木建築委員会において、素案の概要を御報告した後、このほど成案を取りまとめましたので、今回改めて御報告させていただきます。なお、本計画の公表は、本年3月末を予定しています。

成案の策定にあたっては、有識者等による検討委員会や大分県居住支援協議会への意見聴取、パブリックコメントを実施し、幅広い観点から御意見を伺いました。

右上の主な意見についてです。まず、有識者等による検討委員会からは、市町村ごとの居住支援協議会設立の目標設定などについて、意見をいただいています。

次に、大分県居住支援協議会からは、バリアフリー化された賃貸住宅の普及促進について、意見がありました。

これらの意見に対する県の方針については、各意見の右側に記載しておりますとおり、計画へ反映した上で取組を進めることとしております。なお、パブリックコメントによる意見はありませんでした。

最後に、右下の主な施策と具体的な取組についてです。主な施策については、公的賃貸住宅の供給の促進など、現行計画の3項目を継続するほか、新たに住宅確保要配慮者への福祉サービス等提供体制の確保を追加しました。

具体的な取組としては、県居住支援協議会が関係機関と連携し、住民に最も身近な窓口として相談を受ける市町村居住支援協議会を支援することで、県下全域において、要配慮者が必要とするサービスへ円滑につながる体制の構築に取り組んでまいります。なお、成案につきまして

て、Side Booksに別冊として格納していますので、後ほど御覧ください。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

阿部（英）委員 1年間ありがとうございました。今、私ども一番やっぱり関心持っているのは、中九州自動車道なんですね。これが、やはり一刻も早く宮河内までつなげる、これがこれからの大分県の経済を大きく左右していくんじゃないかという思いも強く持っていて、前から一刻も早くということで、やっと今年の1月から地元説明会に移っているということは聞いております。そういう流れの中で、ルートも大体こういうルートでいくだろうと、地元説明会がうまくいけば、そういうふうになるだろうとは思いますが、また、そうなりますと、この吉野の方のインターの問題、これはもう県が関係していくことだと思いますし、特に石和課長には、私はそれから先の、宮河内で終わりじゃないんで、その先にどういう方向で進めていくか。

一つには大在の公共埠頭に向けて、どういう路線を通していか、これももうぼつぼつ、今の進捗状況に併せて検討していくべきじゃないかってことはもう申し上げてきたわけですが、今の段階で、国交省がずっとやっておられると思いますんで、どこまでかっていることは分かりませんが、県の段階で、是非分かる範囲、この進捗状況を教えていただきたいな。

是非私からお願いしているのは、一日も早くこの地元説明会、またこれから環境調査もまたもう一回やるんでしょう。そういうことも聞いているんですが、是非早く工事にかかれるように、皆さん方も一丸となって進めていただきたいなと。またそれから先の構想も若干あれば聞かせていただきたい。なければまた、いよいよこうなりますよということも、いつのときか聞

かせていただけることを期待させていただきたいというふうに思います。

ほかにもいろいろ御要望させていただいていますが、まずはこの中九州、これを完成させることが、大分県の大きな今、課題だというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

何かその今のまでの、これまでの進捗のところで言える点があればお聞かせください。〔「はい」と言う者あり〕

小野土木建築部長 御意見いただきましてありがとうございます。

中九州横断道路については、第1回定例会においても非常に多くの御質問等もいただきまして、その関心の高さというのは身にしみているところでございます。

今の進捗については、環境影響評価、おおむね現地の調査は終わっております。環境影響評価については、その後、そうした調査に基づいて環境評価をしていいかどうかという準備書を作ります。その準備書を作った後に、その準備書に基づいて実際に評価をする手順になります。

ですので、もう一度元に戻るわけではなくて、現地の調査に基づいてそこを進めていくと。それとあわせて、都市計画内を走りますので、都市計画道路の変更が必要になってきます。国から素案が示されましたので、その素案を今、住民の方に話を聞いている。

我々としては、そうした意見も伺いながら、その後の事業化に向けて手続を踏んでいかなければいけないんですが、まず1点は、現在この事業主体とされている国の方が、今後の見通しをまだ明らかにしていないというところがございます。ですので、いつからというところが申し上げられないというか、私も承知していないところでございます。

ただ、その環境影響評価であるとか、都市計画道路の区域の変更であるとか、それぞれ国土交通省、環境省、それから、大分県と関係市、そういったところの意見を聞きながら手続を踏んでいきます。知事も申しておりますけれども、そういった県側の手続はしっかり迅速にやりな

がら、国の手続については、やはり規定があるんです、何日以内に回答することとか。そういった、それぞれ期間が決められていますけれども、なるべく早くやっていただくよう、引き続き国の方に要望していきたいというふうに思っています。

我々も中九州横断道路が今後の大分県経済の発展に一番影響があるものだと思って、最優先項目として引き続き取り組んでいきたいと思しますので、皆さんの御支援をお願いしたいと思っております。

それから、もう1点が、中九州横断道路が出来上がった後の先のございます。まず阿部（英）委員おっしゃいましたけれども、その先、例えば大在に向かってどうしていくのか。それと、今回の御質疑、東側をどうしていくのか、東地区ですね、佐賀関方面についてどうしていくのかと。様々なお話をいただいております。

今日ここで新たなお話はちょっとすることができませんけれども、我々もしっかりそういったものも含めて検討していかなければならないというふうに考えています。

答弁ではもう何度も申し上げましたけれども、まずは197号ですね。例えば大在に行くのに、市道の方も4車線化されています。ですが、大分市街地と佐賀関地区方面はまだ暫定2車線のままだというところの、既存道路の課題というのもまだまだございます。既存道路の課題も踏まえて、その先、つながった後どうしていくのかというのはしっかり土木建築部の方で議論させていただきたいというふうに思っておりますので、引き続き御支援をよろしくお願い申し上げます。

阿部（英）委員 私どもも、これまでもそうでしたが、これから九地整等々の要望活動についても、一刻も早く事業着手、また完成をお願いしたいということも踏まえながら、また国の方の要望活動もそれは重点項目としてやっていきたいと思しますので、是非お願いします。

197号線より前に中九州が完成したって言えるようなスピード感を持っていただきたいなと。我々もそういうお願いをしますんで、執行

部の方もどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかにないようですので、私から一言、執行部の皆様に御礼申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔小野土木建築部長挨拶〕

阿部（長）委員長 それでは、この度御勇退される方を代表して中川審議監からもこれまでの業務に関する思いや後輩職員へのメッセージなど一言、お願いしたいと思います。

〔中川審議監挨拶〕

これをもって土木建築部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様はこの後、内部協議がありますので、そのままお待ちください。

〔土木建築部退室〕

阿部（長）委員長 これより、内部協議を行います。

本日が今年度最後の委員会ですが、委員の皆様、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 それでは、私から一言御挨拶申し上げます。

〔委員長挨拶〕

阿部（長）委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。